



税務会計課・福祉保健課からのお知らせ

●平成28年度の税及び保険料の納期限は下記のとおりです。

担当課	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	納期限	5月31日	6月30日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日
税務会計課	軽自動車税	1期									
	固定資産税	1期		2期		3期			4期		
	町県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
	国民健康保険税			1期	2期		3期	4期	5期		6期
福祉保健課	介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

納税は口座振替が便利です

Q.手続きはどこで出来ますか？

下記金融機関窓口で手続きできます。「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。(通帳の届出印が必要になります。)

<手続き可能な金融機関>

岩館郵便局、八森郵便局、東八森郵便局、塙川郵便局、峰浜郵便局、秋田銀行八森支店、JA八峰支店、能代市内金融機関各支店

Q.申込の時期は？

いつでも大丈夫です。「口座振替依頼書」を金融機関に提出してから1カ月程度で振替の手続きが完了します。その際、振替となる税目及び納期を「振替開始の通知」でお知らせします。

※なお、税金のほか、上下水道料などの各種公共料金も同時に申込みことが出来ます。是非ご利用ください。

■問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

就学援助制度のご案内

町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。

- 対象者** 町に住所があり、小中学校に通うお子さまのいる世帯で、下記のいずれかの場合、援助を受けることができます。
①生活保護を受けている方
②町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方
 - 援助内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費
 - 申請方法** 所定の申請書により学校教育課(八峰町文化交流センター「ファガス」2F)へ申請してください。※学校経由の申請もできます。申請書は学校教育課及び各学校にあります。
 - 申請期間** 4月1日から受け付けます。5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。
※6月1日以降に申請された方は、申請された月分から援助開始の対象となります。
 - 援助費の支給** 認定・不認定の決定については、後日通知します。また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。(保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。)
 - その他** ・前年度に認定された方も申請の手続きが必要(毎年度申請)となります。
・平成28年1月1日現在、町に住所がない方は平成27年分の所得を証明する書類が必要です。
- 問合せ先 八峰町教育委員会 学校教育課 学校教育係 ☎77-2816

平成28年度

八峰町住宅リフォーム支援事業

工事費の15%(最大30万円)を補助!
多子世帯の場合25%(最大40万円)
子育て世帯の場合35%(最大60万円)

町では、住宅投資による町内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上、省エネ・省CO2対策など、住宅の増改築・リフォームにより、町民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を支援します!!

《補助対象住宅》

- 一戸建ての住宅
住宅用車庫、物置含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であること。
- マンション等の共同住宅(※対象者の専有部分のみ。賃貸住宅は除く。)

《補助対象工事》

- 増改築・リフォームに要する費用(消費税相当額含む)が50万円以上であること
- 町内の建設業者等が施工するものであること
(施工業者は「八峰町住宅リフォーム支援事業認定工事店」の認定を受けた業者であること)
- 平成28年4月1日以降に工事着手するものであって、かつ平成29年3月31日までに完了実績報告書の提出ができる工事であること
[ただし、次に掲げる工事については、補助対象外とする
1. 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
2. 門・塀等、いわゆる外構工事(リフォーム等工事に関わる工事を除く。)
3. 住宅用太陽光システムの設置に係る費用
4. 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
5. その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事及び工事費用]

タイプ	一般(持ち家)	多子世帯(持ち家)	子育て世帯(空き家購入後)
対象者	町内在住であること 町税等に滞納がないこと	一般の要件を満たしさらに18歳以下の子供が3人以上の親子世帯	一般の要件を満たしさらに18歳以下の子供が1人以上いる空き家を購入した親子世帯
補助額	対象工事に要する費用の15%上限30万円 (千円未満切捨て)	対象工事に要する費用の25%上限40万円 (千円未満切捨て)	対象工事に要する費用の35%上限60万円 (千円未満切捨て)

※なお、平成22年度から平成27年度に「八峰町住宅リフォーム緊急支援事業」等による補助金等の交付を受けている場合は、それを含み各タイプの上限とする。

☆実施期間☆

平成29年3月31日(※)まで

※工事完了実績報告書の提出ができること。(必着)申請の受付は、予算の状況により途中で締め切る場合がありますのでご確認ください。

補助金の申請は同一年度内に1回限りです

県の各種補助事業も利用できます。

・住宅リフォーム支援事業

- 一般 持ち家 (限度額: 15万円)
- 多子世帯 持ち家 (上限40万円)
- 子育て世帯 空き家購入後 (上限60万円)

■問合せ・申込先 八峰町建設課 ☎76-4610